

## 緊急、または不時の出費で困窮されている町民の方へ

### 別海町愛情銀行資金貸付事業のご案内

別海町社会福祉協議会では、相談世帯の経済的自立と生活安定のため、無利子で貸付を行います。相談機関とも連携し、必要な支援を行います。

項目	内容
対象者・要件	(1) 別海町内に6か月以上住所を有し、居住実態がある (2) 資金を必要とする緊急または不時の出費の理由が明確適正である (3) 資金以外の融資を受けることが困難と認められる (4) 貸付金を償還する能力があると認められる (5) 同一世帯に償還中の借入金がない (6) 過去に借り入れた資金の貸付金を滞納していない (7) 資金及び他の融資の保証人になっていない (8) 高額債務や多重債務がない、または債務整理中でない (9) 反社会勢力に属していない ※世帯主の暴力等の事情があるときは、配偶者を対象とすることができる。
貸付限度額	1世帯につき5万円以内
据置期間	貸付日から2か月以内
償還(返済)期間	据置期間終了後10か月以内
貸付利子・保証人	無利子、原則保証人が必要

※来所される前に、できるだけ電話予約してください。借金の返済目的には利用できません。

【相談・問合せ】別海町社会福祉協議会 貸付担当 Tel.0153-75-2148  
月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)